

議員提出議案第1号

豊島区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月14日

提出者 豊島区議会議員

芳賀竜朗	藤澤愛子
竹下ひろみ	磯一昭
松下創一郎	井上幸一
有里真穂	

豊島区議会議長 池田裕一様

豊島区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

豊島区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年豊島区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「88万8,300円」を「89万4,000円」に、「77万8,200円」を「78万500円」に、「64万2,300円」を「64万4,200円」に、「62万1,200円」を「62万3,000円」に、「60万2,100円」を「60万3,900円」に改める。

第8条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の182.5、12月に支給する場合においては」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(説明)

区議会議員の議員報酬月額及び期末手当の支給月数を改めるため、本案を提出いたします。